

## 全体会計等注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 . . . . . 取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの . . . . . 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。  
イ 昭和 60 年度以降に取得したもの  
取得原価が判明しているもの . . . . . 取得原価  
取得原価が不明なもの . . . . . 再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産 . . . . . 取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの . . . . . 取得原価  
取得原価が不明なもの . . . . . 再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的以外の有価証券  
ア 市場価格のあるもの . . . . . 会計年度末における市場価格  
イ 市場価格のないもの . . . . . 取得原価  
ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。
- ② 出資金  
ア 市場価格のないもの . . . . . 出資金額  
ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。） . . . . . 定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 10 年～50 年  
工作物 6 年～75 年  
物品 2 年～18 年
- ② 無形固定資産 . . . . . 定額法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

##### ② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上します。

##### ③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

##### ④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

##### ① オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、短期投資及び出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

##### ② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

## 2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

### 3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

### 4. 偶発債務

該当事項はありません。

### 5. 追加情報

#### (1) 対象団体(会計)

全会計財務書類の対象範囲は次の通りです。

団体(会計)名	区分	連結の方法
一般会計	一般会計	全部連結
国民健康保険特別会計(事業勘定)	特別会計	全部連結
国民健康保険特別会計(診療施設勘定)	特別会計	全部連結
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結
介護保険特別会計(事業勘定)	特別会計	全部連結
介護保険特別会計(サービス事業勘定)	特別会計	全部連結
観光事業特別会計	特別会計	全部連結
下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結

#### (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

#### (3) 財務書類の表示金額単位

記載金額は百万円単位で表示しています。